

お知らせ

令和 7 年 2 月 2 1 日

太田川河川事務所

令和 7 年 8 月 1 日 ～ 8 月 7 日における元安川 親水テラス及び水面使用調整会議の開催について

令和 7 年 8 月 1 日から 8 月 7 日までの元安川親水テラス及び前面水面の使用について、下記のとおり使用調整会議（以下「調整会議」とします。）を開催します。

この期間に使用を希望される方は、調整会議の前日までに占用調整課へ申し込みいただき、当日会場へお越し下さい。

＜参加申し込み先＞ 電話 082-222-9247

メール ootgw-r_act-application@cgr.mlit.go.jp

使用希望日、代表者氏名、及び連絡先をお伝え下さい。

【令和 7 年度分調整会議】

＝令和 7 年 4 月 1 6 日（水）1 4 : 0 0 ～ 太田川河川事務所 1 階会議室＝
「河川敷使用届出書」と使用計画書をお持ち下さい。

【調整会議の内容について】

使用者の決定については、先着順ではなく当事者間調整を行います。

使用日時が重なっている方は、お互いに話し合って調整していただきます。

ただし、地方公共団体の使用が優先となりますので、当該期間で既に地方公共団体の使用が予定されている日については、使用しないように調整させていただきます。

調整会議終了後に「河川敷使用届出書」を提出していただきます。使用内容によっては別途河川法に基づく占用申請手続きが必要になります。

【問い合わせ先】 国土交通省 中国地方整備局

太田川河川事務所（〒730-0013 広島市中区八丁堀 3 - 2 0）

占用調整課 直通電話番号：0 8 2 - 2 2 2 - 9 2 4 7

【届出者記載欄】

河川敷使用届出書

令和 年 月 日

国土交通省 太田川河川事務所

殿

届出者 住 所

氏 名

印

担当者

連絡先

下記のとおり、河川敷地を使用します。

日 時	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで
目 的	
場 所	元安川右岸2k450付近 親水テラス
現 地	氏名
責任者	電話 ☐ 自宅 ☐ 職場 ☐ 携帯電話
備 考	参加人員約 名



- * ステージ・テント等の施設を設置する場合には、配置図を添付して下さい。
- * 当該行事の企画書等を作成している場合には、参考図書として添付して下さい。
- * 使用内容に問題がある場合、または自由使用と認められない内容であった場合には、原本を返却しますので、あらかじめ当所と協議して下さい。

※上記使用届出書については、河川敷地の適正な利用のため使用内容を事前に届け出ていただくものであり、**河川敷地の排他的、独占的な使用を保証するものではありません**。使用にあたっては、他の河川利用者と協調し、理解を得て使用いただくとともに、次のことについて遵守していただくようお願いいたします。

1. 営利目的では使用しないこと。また、企業名を広告しないこと。
2. 第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において損失の補償を行うこと。
3. 使用後は清掃を行うとともに、ゴミは持ち帰ること。
4. 芝及び施設等を損傷した場合は、当所の指示に従い速やかに復旧すること。
5. マイクを使用したり、楽器の演奏を行う場合は、近隣住民の迷惑とならないよう、音量等は十分配慮すること。
6. 近隣住民から苦情があった場合は、届出者の責任において適切に対応すること。
7. 大雨警報・洪水警報が発令されているとき、又は増水によるダム・堰・水門等の操作中は、河川敷使用を中止すること
8. その他、当所が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。

※ 上記が守られなかった場合、次回以降本届出書の受理をお断りさせていただきます場合があります。

受 理 印 欄

元安川親水テラス
使用可能範囲図
(最大352.555㎡)

